

○総務省令第二十号

地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）の一部の施行に伴い、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令
平成三十年三月三十日
地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令
この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

総務大臣 野田 聖子

改	正	後	後
(公務上の災害の範囲)			
<p>第一条の二 公務（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八條第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障害及び死亡並びに別表第一に掲げる疾病とする。</p>			
改	正	前	前
(公務上の災害の範囲)			
<p>第一条の二 公務（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八條第三項に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障害及び死亡並びに別表第一に掲げる疾病とする。</p>			

附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○総務省令第二十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十五号）及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の施行に伴い、並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第九條第一項第一号ロ（同令第十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

総務大臣 野田 聖子

改	正	後	後
(学校の多数の人を収容する施設)			
<p>第十一条 [略] 一 [略] 二 [略] 三 [略] 四 [略] イスト [略]</p> <p>チ 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十九項に規定する介護医療院</p> <p>リ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五條第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十八項に規定する福祉ホーム</p>			
改	正	前	前
(学校の多数の人を収容する施設)			
<p>第十一条 [同上] 一 [同上] 二 [同上] 三 [同上] 四 [同上] イスト [同上]</p> <p>チ 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設</p> <p>リ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五條第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十六項に規定する福祉ホーム</p>			

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。